

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目次

告 示

- 告示第4号 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定……………（介護保険課）…2
- 告示第5号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

公 告

- 公告第1号 物品（パソコン機器類等）の売払いに係る一般競争入札……………（まち美化推進課）…2
- 公告第5号 農用地利用集積計画……………（農林茶業課）…3
- 公告第6号 道路の位置の指定の変更……………（建築指導課）…3

公 営 企 業

- 公告第2号 宇治市排水設備指定工事業者の指定の取消し……3

告 示

宇治市告示第4号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示します。

令和7年1月31日

宇治市長 松村 淳子

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	指定年月日	サービスの 種類
	事業所の所在地	事業者の主たる事務所の所在地		
26912 00311	おりつみ おおわだの郷	社会福祉法人柏樹会	令和7年1 月15日	認知症対応 型通所介護 介護予防認 知症対応型 通所介護
	宇治市五ヶ庄折坂55番地の1	大阪府東大阪市池之端町5-43		

宇治市告示第5号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年1月31日から14日間

令和7年1月31日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
大久保町 17号線	大久保町北ノ山16番地の8 大久保町北ノ山17番地の4（右）	令和7年1月3 1日

- ※ 電源アダプタの数量は確認していない。
- ※ 電源アダプタは上記ノートパソコンに使用していたものである。
- ※ 動作検証や故障の詳細等の確認はしていない。
- ※ 物品は現状引渡しにつき、引渡し後の不調、損傷等についての補償は一切行わない。

2 入札方法

- (1) 本公告に係る物品の売払いは、K S Iインターネット公有財産売却システム（以下「官公庁オークション」という。）を利用して行う。
- (2) 官公庁オークションは、以下のサイトにアクセスして利用する。入札に参加しようとする者は、K S Iが定める利用規約、初心者ガイド等（以下「利用規約等」という。）を熟読しておくこと。

URL <https://www.pages.kankocho.jp/guide>

3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員となっている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び利用規約等の内容を承諾し、及び順守することができること。
- (6) その他ガイドラインに定めるところによる。

4 入札の参加申込

入札に参加しようとする者は、官公庁オークションにより参加

公 告

宇治市公告第1号

物品（パソコン機器類等）の売払いに係る一般競争入札について

物品（パソコン機器類等）の売払について、電子入札による一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年1月15日

宇治市長 松村 淳子

1 入札により売り払う物品

物品名	物品詳細
ノートパソコン等	ノートパソコン 445台 （HP、NEC、富士通及び東芝） 電源アダプタ

- ※ ディスプレイ、キーボード、DVDドライブ、バッテリー等に故障しているものがある。
- ※ すべてのノートパソコンのHDDを抜取り済み。
- ※ 一部のノートパソコンのメモリを抜取り済み。

申込み等の手続を行うこと。

5 物品の確認

官公庁オークションの画面から物品の詳細を確認すること。

6 入札保証金

(1) 入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。官公庁オークションにより参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにより納付すること。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。

(3) 落札者が、1(2)の契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は本市に帰属する。

7 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）

物品名	予定価格
ノートパソコン等	97,000円

8 入札期間等

(1) 入札期間

令和7年2月18日（火） 午後1時から

令和7年2月25日（火） 午後1時まで

(2) 開札日時

令和7年2月25日（火） 午後1時

(3) 場所

官公庁オークション上

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

10 落札者決定

入札期間終了後、開札を行い、官公庁オークション上の入札において、その価格が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札をした者（その者が2以上あるときは、くじ（官公庁オークション上の自動抽選）により決定した者）を落札者として決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名とみなす。

11 契約

(1) 契約保証金

入札保証金から充当した契約保証金は、売払代金に充当する。

(2) 契約締結期限

令和7年3月7日（金） 午後5時

なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合は、売払いの決定を取り消すものとする。

(3) 契約締結の方法

契約書（2通）に必要事項を記入し、押印の上、必要書類（本市が電子メール等で送付する契約締結に係る文書において指示する書類をいう。）を添えて(2)の契約締結期限までに問合わせ先に直接持参し、又は郵送（特定記録郵便及び書留郵便に限る。）により提出すること（必着）。

12 売払代金の納付

(1) 納付期限

令和7年3月11日（火） 午後2時30分

(2) 納付方法

売払代金の残額（契約保証金を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、本市が指定する口座に一括で振り込むこと。

(3) その他の費用

契約費用（売払代金の残額の振込に係る費用等）、運搬費用、公租公課その他本契約の締結及び履行に係る一切の費用は、落札者の負担とする。

13 所有権の移転

売払物品の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

14 その他

(1) 市長は、売払物品について契約不適合責任を負わない。

(2) 売払物品は、経年による劣化及び使用による損傷等が複数箇所存在すること等を十分理解した上で入札すること。

(3) 1から14までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）及びガイドラインに定めるところによる。ガイドラインは、本市ホームページ及び官公庁オークションから閲覧することができる。

なお、1から14までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて市長が一部を変更し、又は追加する場合があります。

問合せ先 宇治市人権環境部まち美化推進課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8692

(揭示済)

宇治市公告第5号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業観光部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和7年1月31日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和6年度第15号

2 関係書類の縦覧期間

令和7年1月31日以後常時

宇治市公告第6号

道路の位置の指定の変更について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定の変更を次のとおり行いました。

令和7年1月31日

宇治市長 松村 淳子

変更指定番号	変更指定年月日	変更した土地の地名及び地番	変更した道路の延長及び幅員
第914-1号	令和7年1月10日	宇治市広野町一里山3番13、3番15	延長：61.3m 幅員：4.0m



宇治市上下水道事業公告第2号

宇治市排水設備指定工事業者の指定の取消しについて

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第11条第1項の規定により、次に掲げる宇治市排水設備指定工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和7年1月31日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定工事業者名
第6号	大川設備
第15号	株式会社西澤
第25号	株式会社マテリアル
第38号	株式会社宇治ハウジングセンター
第41号	株式会社星山組
第47号	株式会社原設備工業
第104号	有限会社武田設備工業
第107号	堀口設備
第227号	山岡建設株式会社
第232号	株式会社いづき
第301号	岡田工建
第345号	株式会社村雲商店